

で、Aに帰属する。

- (2) 修繕積立金は、区分所有者のために保管するものであるが、一括してA名義の普通預金口座に振込送金されており、区分所有者の意思としては、Aに対する支払いの意思で送金されていると認められるから、修繕積立金部分についても、同口座に振り込まれた時点でAに帰属したというべきである。
- (3) 従つて、本件定期預金債権は、Aに帰属し、Zの請求は失当である。
- (4) Yは、本件預金について質権を設定し、その実行により弁済を受けており、本件質権設定契約は、商法二六五条一項の取引にあたるところ、取締役会の承認を得ていないが、Yにおいて重大な過失があつたとは認められない。
- (5) 従つて、Xの請求は、理由がない。

### 三 まとめ

本件Xは、別途別銀行に同様の訴訟を提起し、管理組合が訴訟参加した事案がある（東京地判平八・五・一〇 判時一五九六一七〇）。同様、管理組合に返還請求権はないとされている。

区分所有者にとって、厳しい判決である。

## 最近の判例から

(11)

### マンション居室改装工事の騒音

（東京地判 平九・一〇・一五 判タ九八二一ニニ九） 伊藤 隆之

マンションの居室改装工事にダイヤモンドカッターを使用して、受忍限度を超える騒音を発生したとして、施工業者等に対し、階下居住者に慰謝料の支払いを命じたが、山荘、ホテルへの避難経費の請求は、因果関係がないとして棄却した事例（東京地裁 平成九年一〇月一五日判決 確定 判例タイムズ 九八二号二二九頁）

Y<sub>1</sub>は、昭和六三年、大森駅近くのマンション（一五年）の八〇二号室を借りて居住するにあたり、居室の改造工事をすることとし、一般建築士Y<sub>2</sub>に工事の設計監理を、また建設業者Y<sub>3</sub>に工事の施工を依頼して、実施した。同工事は、八月三日から開始されたが、同工事中の同月一日、階下七〇二号室の洗面所の給湯管が破損し、水漏れが発生した。

### 一 事案の概要

（1） 本件マンション改装工事によつて発生した騒音・振動が受忍限度を超えるものか否かは、騒音・振動の程度、態様及び発生時間、改装工事の必要性、工事期間、騒音、

本件Xは、別途別銀行に同様の訴訟を提起し、管理組合が訴訟参加した事案がある（東京地判平八・五・一〇 判時一五九六一七〇）。同様、管理組合に返還請求権はないとされている。

### 二 判決の要旨

振動の発生のより少ない工法の存否、そのマ  
ンション及び周辺の住環境等を総合して判  
断すべきである。

(2) 本件工事による騒音・振動は、断続的で、  
三ヶ月、昼間に限られ、Y<sub>1</sub>の改裝計画は不  
当ではなく、騒音・振動の発生のより少な  
い工法は存在しなかつたが、ダイヤモンド  
カッターによる伝搬音は七三デシベルであ  
り、同カッターを使用した七日間の騒音は  
受忍限度を超えるものと認められる。

(3) X<sub>1</sub>の山荘、ホテルへの一時避難のため  
の費用は、本件工事による騒音・振動との  
間に相当因果関係は認められない。

(4) 給湯管等の修理代五万一、〇〇〇円は、  
本件工事による騒音・振動と相当因果関係  
がある。

(5) X<sub>2</sub>、X<sub>3</sub>、X<sub>4</sub>の精神的損害については、X<sub>2</sub>  
については二〇万円、X<sub>3</sub>、X<sub>4</sub>については各一  
〇万円が相当である。

(6) 本件工事を施工したY<sub>2</sub>は不法行為を、ま  
た、その指示をしたY<sub>3</sub>は共同不法行為責  
任を負うが、Y<sub>1</sub>は注文者であり、過失は認  
められないから、責任はない。

(7) 従つて、Y<sub>2</sub>及びY<sub>3</sub>は、連帶して、X<sub>1</sub>に五  
万一、〇〇〇円、X<sub>2</sub>に二〇万円、X<sub>3</sub>、X<sub>4</sub>に  
各一〇万円を支払え。

### 三 まとめ

マンションの騒音に関する紛争では、フロ  
ーリング騒音に関するものが多いが（東京地  
判平三・一一・一二判時一四二一一八七、東  
京地判平六・五・九判時一五二七一一六、  
東京地裁判八王子支判平八・七・三〇判時一  
六〇〇一一一八）、本誌前号で紹介したゴルフ  
パター練習騒音もある（東京地判平九・四・  
一七判タ九七一一八四、本誌四一号三八  
頁）。

本件は、居室改裝工事に伴うものである。  
リフオーム工事が増えている今日、本判決の  
意義は大きいであろう。

（企画調整部調整第二課長）